

第3節 広島の良好な「地域環境の保全」

1 目指す姿

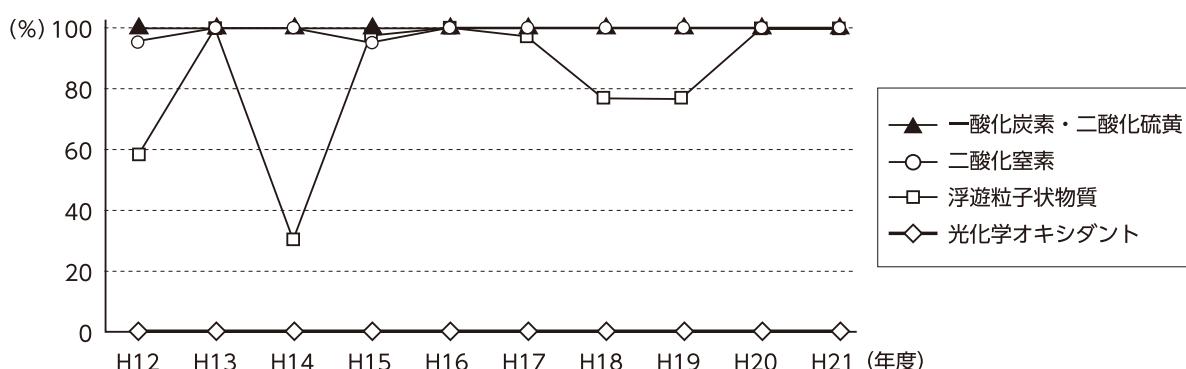
- 公園や下水道、交通環境の整備などにより、誰もが安全で快適なまちづくりが進んでいます。
- 化学物質対策、土壤汚染対策等が実施され、良好な空気・水・土壤が確保でき、安全・安心に暮らせる環境が保たれています。

2 現状と課題

(1) 大気環境

- 高度経済成長期に著しく進行した大気汚染は、工場・事業場などに対する規制措置や自動車排出ガス規制等により全般的に改善されてきました。その結果、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは全ての測定局で環境基準を達成していません。
- 交通渋滞は経済的損失だけではなく、排出ガスによる生活環境の悪化、CO₂排出量の増加をもたらします。交通渋滞に対しては、交通容量の拡大策だけではなく、効率的な道路利用を促す交通需要マネジメント施策の推進が必要となっています。
- また、近年、大陸からの汚染物質等の移流による大気環境への影響のほか、微小粒子状物質 (PM2.5)⁴¹、塩化メチルなどの新たな汚染物質の影響が懸念されています。

図表 2-3-1 環境基準達成率

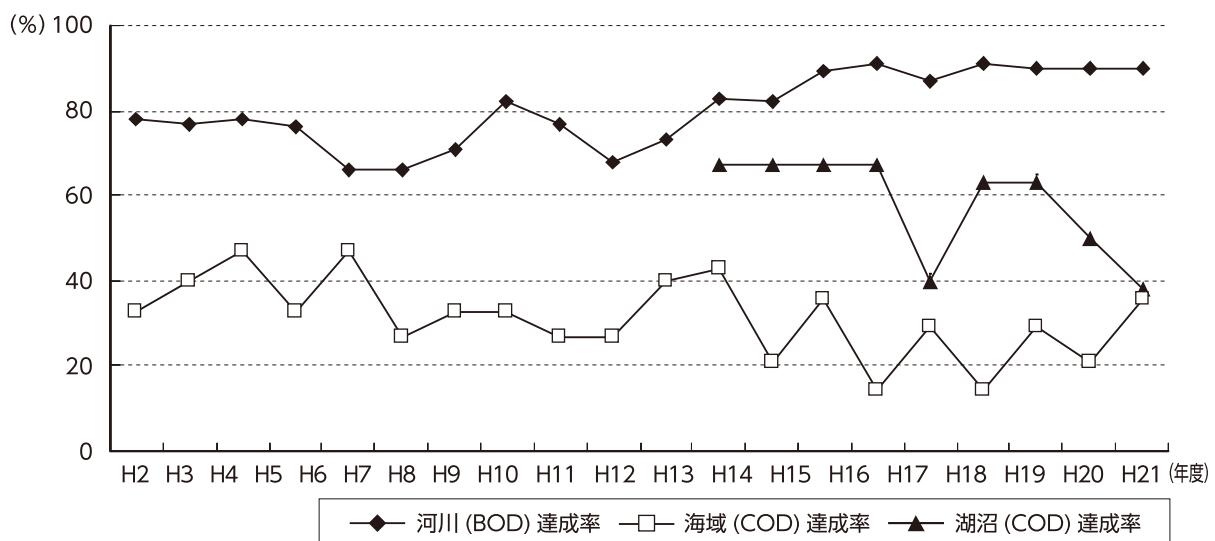


41. 微小粒子状物質 (PM2.5)：大気中に漂う粒径 2.5μm 以下の小さな粒子状物質 (PM : Particulate Matter の略)。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

(2) 水循環

- 環境基準の類型が指定されている河川 24 水系 82 水域、海域 14 水域、湖沼 8 水域におけるBOD⁴²（河川）・COD（海域・湖沼）の環境基準の達成状況は、過去5か年（平成 16 年から 20 年度）の平均と比べて、河川及び海域はほぼ横ばい、湖沼は低下傾向となっています。
- 県内で排出される海域へのCOD汚濁負荷量は減少傾向ですが、内部生産や海底における有機物の蓄積などの影響により、海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移しています。
- また、全窒素及び全りんの環境基準の類型が指定されている海域9水域、湖沼8水域の環境基準の達成状況は、全窒素及び全りんともにほぼ横ばいの傾向です。
- 平成 21 年度の污水処理人口普及率は、81.3%で、年々増加していますが、全国平均の 85.7%に比べて依然低い状態にあるため、地域の実情に応じた生活排水処理対策を計画的に進める必要があります。
- 引き続き、「広島県汚水適正処理構想」、「広島県水質総量削減計画」等に基づく施策を実施する必要があります。

図表 2-3-2 BOD(河川), COD(海域, 湖沼) 環境基準達成率 (%)



42. BOD (生物化学的酸素要求量) : Biochemical Oxygen Demand の略。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

(3) 環境汚染事案への対応

- 水質汚染事故は、毎年 200 件程度発生しています。水質及び大気の汚染事故の未然防止や、汚染事故時における適切な対応が必要となっています。

図表 2-3-3 水質汚染事故発生件数（件）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
発生件数	192	211	204	189	204	182

(4) 化学物質等

- 現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあります。
- 人の健康や生態系に悪影響が生じないよう、適正な化学物質等の管理による環境への負荷の低減や、継続した環境状況のモニタリングを行う必要があります。

(5) 土壌汚染対策

- 工場跡地等の土壌汚染については、県内においても、土壌汚染が判明する事例が発生しています。平成 21 年4月には「土壌汚染対策法」の一部が改正され、土壌汚染の状況把握のための制度の拡充や、規制対象区域の分類等による必要な対策の明確化、汚染土壌の適正処理の確保のための規制の新設などの措置が講じられています。

(6) 身近な生活環境・優れた景観等の保全

- 本県は中国山地の自然美、瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており、こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

3 施策の方向

広島の良好な「地域環境の保全」

1 良好的な大気環境の確保・健全な水循環等の確保

- (1) 良好的な大気環境の確保
- (2) 健全な水循環の確保
- (3) 騒音・振動、悪臭の防止
- (4) 県・市町・企業による環境保全対策
- (5) 環境汚染事案への対応

2 化学物質による健康リスクの低減・土壤環境の保全

- (1) 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進
- (2) 土壤汚染対策の円滑な推進

3 身近な生活環境・優れた景観等の保全

- (1) 身近な生活環境の保全
- (2) 優れた景観等の保全と創造

4 主な施策

1 良好的な大気環境の確保・健全な水循環等の確保

(1) 良好的な大気環境の確保

- 効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備
 - ・光化学オキシダントなどが緊急時レベルを超過した際に、県民に対し直接・迅速な情報提供システムの整備を検討します。
- 固定発生源対策の推進
 - ・大気汚染常時監視システムの活用も図りながら、大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設等の立入指導等により、大気汚染物質の排出抑制を推進します。

○ 自動車排出ガス対策・交通の円滑化の推進

- ・ノーマイカーデーの実施、都市中心部でのレンタサイクルの実施や、パーク&ライド駐車場情報提供システムの拡充や維持運営を行います。（再掲）
- ・エコドライブや、アイドリングストップ等、環境にやさしい運転の啓発や広報活動を推進します。（再掲）
- ・道路整備、交通管制システムの高度化を推進し、交通の円滑化を図ります。（再掲）

○ 低公害車の普及促進

- ・生活環境保全条例に基づく「自動車使用合理化計画」（自動車の使用の合理化、低公害車の導入、エコドライブ等）策定・公表制度の見直しを検討します。（再掲）
- ・走行中に窒素酸化物などを排出しない電気自動車など、低公害車の普及に向けた啓発を実施します。
- ・県が次世代低公害車を率先して導入し、地球温暖化防止や新エネルギー導入促進の普及啓発を図り、イベントや環境学習等に活用します。（再掲）
- ・「広島県グリーン購入方針」に基づき、県の公用車に低公害車を率先して導入します。（再掲）

○ 新たな汚染物質の監視体制の整備

- ・新たに環境基準が設けられた微小粒子状物質（PM2.5）について、監視体制を検討します。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
環境基準達成率：二酸化窒素	%	100	100	H27
環境基準達成率：浮遊粒子状物質		100	100	
環境基準達成率：ベンゼン		100	100	
環境基準達成率：ジクロロメタン		100	100	

(2) 健全な水循環の確保

○ 生活排水処理対策（し尿等）の推進

- ・「広島県汚水適正処理構想」に基づいて、地域の実情に応じた公共下水道、農業（漁業）集落排水施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図るとともに、浄化槽の適正管理を推進します。

○ 瀬戸内海に流入する負荷量の削減

- ・「広島県水質総量削減計画」に基づき生活排水対策、養殖漁業・農業・畜産業における環境負荷対策を推進し、瀬戸内海への負荷量の削減を図ります。
- ・また、水質汚濁の防止や河川流域の一体的な保全・再生、環境に関する知識の普及啓発を行い、COD排出負荷量の大きい事業者による負荷量削減の取組を促進します。

○ 水源林の保全・整備の推進

- ・水源の森⁴³指定地における間伐等を実施し、水源林の保全・整備を促進します。

○ 地下水汚染対策の推進

- ・有害物質の適正な使用・保管の徹底などを通じ、有害物質による地下水汚染の防止を図ります。
- ・また、地下水の汚染が判明した場合には、関係機関等と連携し適切な対策を実施します。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
環境基準達成率：河川BOD	%	90.2	達成率の向上を図る	設定なし
環境基準達成率：海域 COD		35.7		
環境基準達成率：海域全窒素		88.9		
環境基準達成率：海域全りん		100	100	H27
環境基準達成率：地下水		86.7	達成率の向上を図る	設定なし
COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域) :生活系COD	t/日	21(H20)	次期総量削減計画に定める	H26(予定)
COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域) :産業系COD		30(H20)		
COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域) :その他COD		6(H20)		
汚水処理人口普及率	%	81.3	88.7	H25

43. 水源の森:太田川流域及び芦田川・沼田川流域において、県、市町等が負担金を拠出し、(財)広島県農林振興センター(水源の森会計)を事業主体として、植栽や間伐・下刈等の森林整備に対して助成を行い、森林を長伐期化へ誘導するなど、水源かん養機能の維持増進に資する水源林の整備を実施。

(3) 騒音・振動、悪臭の防止

- 法、条例に基づき、適切な発生源ごとの騒音・振動防止対策、臭気指数規制による悪臭防止対策を推進します。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
環境基準達成率 ：一般地域における騒音	%	88.3	達成率の向上 を図る	設定なし
環境基準達成率 ：道路に面する地域における騒音		57.7		
環境基準達成率 ：航空機騒音		100	100	H27
環境基準達成率 ：新幹線鉄道騒音		75.0	達成率の向上 を図る	設定なし

(4) 県・市町・企業による環境保全対策

- 総合的かつきめ細かい環境保全対策を進めるため、公害防止計画、環境保全協定、公害紛争処理等による取組を推進します。

(5) 環境汚染事案への対応

- 環境汚染の未然防止に向けた県民・事業者への啓発活動を推進します。
- また、環境汚染事故発生時に備え、関係機関、市町と連携し、環境汚染事故発生時における健康や生活環境等への被害を最小化するための緊急時体制の充実を図り、適切な対策を実施します。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
水質事故発生件数	件	182	現状より減少させる	設定なし

2 化学物質による健康リスクの低減・土壤環境の保全

(1) 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進

○ 化学物質の排出抑制の推進

- ・化学物質の環境リスク⁴⁴に関する情報提供を充実させ、県民と企業間の「安全」・「安心」のギャップ低減を図ります。
- ・引き続き、ダイオキシン類⁴⁵等の環境調査や、フロン回収破壊法等に基づくフロン類⁴⁶の回収の徹底を図ります。

○ 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づく化学物質の自主管理の徹底

- ・化管法の適切な運用等を通じ、事業者による自主管理の徹底を促進します。

○ アスベスト廃棄物の適正処理の推進

- ・建築物等の解体工事における監視指導の強化や、県民への広報・相談体制、県有施設におけるアスベスト対策の継続、アスベスト廃棄物処理技術の開発を促進します。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
ダイオキシン類環境基準達成率 ：大気	%	100	100	H27
ダイオキシン類環境基準達成率 ：公共用水域		100	100	
ダイオキシン類環境基準達成率 ：土壤		100	100	
化管法に基づく指定化学物質の 環境への届出排出量：大気	t/年	7,092(H20)	排出量の 削減を図る	設定なし
化管法に基づく指定化学物質の 環境への届出排出量：公共用水域		228(H20)		
化管法に基づく指定化学物質の 環境への届出排出量：埋立処分		2,998(H20)		

44. 環境リスク：人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。

45. ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち 2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

46. フロン類：炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）をいう。このうち、フッ素、炭素及び塩素だけで構成されているものを CFC（クロロフルオロカーボン）といい、特にオゾン層を破壊する力の強い CFC-11 などの 5 つを特定フロンという。CFC は 1995 年末の生産全廃がモントリオール議定書によって取り決められている。CFC がオゾン層を破壊するため、その代替物として開発されたフロン系の物質を代替フロンといい、大きく分けて HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン、2020 年生産全廃）と HFC（ハイドロフルオロカーボン、塩素を含まないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つ）の 2 種類がある。

(2) 土壤汚染対策の円滑な推進

○ 土壤汚染の未然防止

- ・土地所有者等による土壤汚染調査や指定申請等の適切な運用を促進します。
- ・土壤汚染が確認された土地における適正な処理を促進します。
- ・汚染土壤処理業者に係る適切な指導を実施します。

○ 農用地の汚染防止

- ・「肥料取締法」に基づく肥料生産者に対する品質管理の指導や、「農薬取締法」に基づく農薬使用者に対する適正な使用等を指導します。

3 身近な生活環境・優れた景観等の保全

(1) 身近な生活環境の保全

- ・「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定や、住区基幹公園・都市基幹公園等の整備、風致地区・緑地保全地区の指定、街路樹の植栽、法面の自然植生の回復等により、まちのみどりの保全・創造を推進します。
- ・地域住民や森林ボランティア等による里山⁴⁷林の保全を支援します。
- ・農業生産活動を基本とした農用地の保全を図ります。

(2) 優れた景観等の保全と創造

○ 景観行政団体への移行及び景観計画策定の促進

- ・「景観法」に基づき市町主体の景観行政を促進します。

○ 地域景観の保全や創造、活用等の支援

- ・世界に誇る瀬戸内海の多島美、美しい森林や多くの農山村の集落景観を有する中国山地など、県特有の豊かな自然景観を、各種関連法規の適切な運用により、これらの保全、創造、活用を図ります。

○ 地域における歴史的・文化的環境の保全

- ・貴重な文化財の活用と次代への継承を図るため、文化財の保護を推進します。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
県自然環境保全地域面積	ha	2,054	現状を維持	H27
緑地環境保全地域面積		818		
自然公園面積		37,853		
森林ボランティア参加数	人	56,000	70,000	H27
景観計画策定市町数	市町	3	増加を図る	設定なし

47. 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。